

伊勢物語の原形と構成者

山 田 清 市

—

四段動詞「よむ」の已然形「よめ」に、完了の助動詞「り」と、更に「けり」が熟合した形「よめりけり」の用語例は、竹取・平中・宇津保・落窪・源氏・浜松中納言の諸物語、蜻蛉・紫式部・更級の諸日記、隨筆の枕草子、勅撰集の後撰集・拾遺集の詞書等に、一例も検索することができない。

但し、大和物語には、百二十三段（よめりけり）、百三十三段（よめりければ）、百七十二段（よめりければ）と三例見出される。

この点に関して、大野晋氏は大和物語を言語的に見て、「百段以後は現存の伊勢物語の成立よりも、一層新しい時代に増補されたのではないか」とされ、辛島稔子氏も、百二段と百三段とを境界として、後半は増補されたと見なされてお⁽¹⁾り、また三例中の百七十二段は、いわゆる百六十九段の切断形式以後の付加章段に位置し、よって大和の事例はいずれも、後の増補章段に該当してく

ることになるであろう。

特に百三十三段は、御巫本によれば、「よみければ」となっており、高橋正治氏も同段の公忠の歌、

思ふらん心のうちは知らねども泣くを見るこそ悲しかりけり
について、「六条家本に伝わる本では、公忠集の歌とおなじように、連歌であったと見られる」と考察され、現存形は当初の連歌形式が、一首歌の形に改変された章段とみておられる等々、本文に原形上のゆれを認めざるを得ないようである。⁽³⁾

事実、大和物語の百六十一段から百六十六段までの六章段は、伊勢物語との関係章段であり、百六十六段末尾に、「これらはものがたりにて世にあることどもなり」（伝為家本）と記す本文からするならば、少なくとも大和物語の増補者は、伊勢物語を参照していたことが窺われると同時に、大和の「よむ」用語における連用形用法が、全体で九十九例を算するにかかわらず、「よめりけり」の已然形用法は、御巫本の示す百三十三段を除けば僅か二例で、そのいずれもが後の増補部分と見なされている章段に位置

するばかりか、大和・勢語両者の表現形態上の相似点等から勘案するならば、大和本来のものでなく、伊勢物語の影響を受けた点は、十分考えあわされるところである。

ところで古今集詞書においては、(貞応二年本)(以下同)

(A) 寛平御時ふるきうたたてまつれとおほせられければ、たつたがはもみぢばながるといふうたをかきて、そのおなじ心をよめりける。
おきかぜ(三一〇)

(B) 秋はぎの花をば雨にぬらせども君をばましておしとこそおもへ
つらゆき(三九七)

とよめりける

(C) 藤原敏行朝臣のなりひらの朝臣の家なりける女をあひしりて、ふみつかはせりけることばに、いままうでく、雨のふりけるをなむ、みわづらひ侍るといへりけるをきくと、かの女にかはりてよめりける。
業平朝臣(七〇五)

と三箇所に「よめりけり」の記載を見るのである。但し、(A)の場合は、私稿本・筋切本・元永本・雅俗山庄本・静嘉堂本・六条家本・前田本・雅経本・建久本の有力伝本や高野切が「よめる」と記載するので、一応除外すべきであろう。

(B)例は貫之歌に付属し、彼が古今撰者である点から推しても、貫之自身のものと思なされ、(C)例は詞書自体が三人称表記をとる点から古今撰者の手になることを示し、また同詞書中の傍線部「なりける」表記で、古今業平歌詞書は、貫之の手になることを、すでに考証発表済みのところであり、したがって古今集(B)(C)の二例は、いずれも貫之のものと認められるのである。

更に加えるに貫之の土佐日記において、

1	やまとうたあるじのかみのよめりける	十二月二十六日条
2	かへるさきのかみのよめりける	同
3	いといたくめでてゆくひとのよめりける	十二月二十七日条
4	あるひとのよめりける	一月八日 条
5	あるときにはよむとてよめりけるうた	一月二十日 条
6	いでしつきかもとぞよめりける	同

と実に六例の使用例を見るのである。中古の如上主要作品において、殆んど見出し得ない「よめりける」表記例を短小作品の土佐日記に六例と、貫之の手になると認められる古今集詞書部分の二箇所において、計八例もあげ得ることは、まさに貫之の特質表記とみなさざるを得ない。

しかるに伊勢物語においても

章段	本	文	関係歌作者	関係出典	勢語関係歌初句
5	とよめりければ	業平	古今集	人しれぬ	
7	となむよめりける	業平	後撰集	いとどしく	
9	とよめりければ	業平	古今集	から衣	
9	とよめりければ	業平	古今集	名にしおはば	
19	とよめりければ	有常女	古今集	あまぐもの	

123	94	87	85	81	78	68	19
とよめりけるに	となんよめりける	とよめりければ	とよめりければ	とよめりける	となむよめりける	とよめりければ	とよめりけるは
未詳	未詳	業平	未詳	未詳	未詳	未詳	業平
古今集		古今集					古今集
野とならば	秋の夜は	ぬきみだる	思へども	塩がまに	あかねども	雁鳴きて	あまぐもの

総計十三例にわたる用例をあげ得るのである。

この勢語と土佐日記における事例は、「よめりける」が中古作品に極めて稀な表意語であることにおいて、それは勢語と土佐日記の構成者が同一であるがために、もたらされた結果であろうという想定が導き出されてくるのである。しかも更にそれは、以下における興味深い事例を示してくれるのである。

すなわち、古今集や後撰集によって知り得る勢語の業平歌章段と、作者未詳歌章段の両方にわたって、「よめりける」語例が見出されるという事実である。

それについて、作育未詳歌章段等を後の増補にかかると見なし、原作者以外の増補者が模倣したとする考え方も吟味してみる必要がある。しかし勢語の代表章段である第五段の古今集業平歌「人知れぬわが通路の関守は……」歌や、同じく九段の古今集

業平歌「から衣きつなれにし……」歌のみならず、同じく「名にし負はばいざこととむ都鳥……」歌等を始め、古今業平歌該当の六章段にわたり「よめりける」が使われている事実において、まさにそれは勢語原作者の特質表現であり、勢語の原初形態において定着していたと考えざるを得ないのである。しかもそれが作者未詳歌章段にも適用できることは、単に「よめりける」表記にとどまらず、例えば、勢語以外の中古文献に全く見出し得ない「女をあひいへりけり」という表意形が、勢語において作者未詳歌章段の四十二段・八十六段に使用されているのみでなく、古今集によって証される業平歌章段の百三段にも、同様に見出し得ることにおいて証されるばかりでなく、更には二段の「時はやよひのついたち」と、「時は」と提示して、以下にその季節や月を示す表意法は、その成立が勢語に近接する竹取・大和・平中・宇津保物語等に殆んど見出されないが、古今業平歌章段の二段・八十三段、その後撰業平歌と作者未詳歌から成る四十五段に見出されるときに、作者未詳歌章段の四十三段・九十四段にも同様に使用されている事例等をあげ得ることにおいて証し得るからである。

以上の事例より推すならば、勢語の成立を三元的発達などからとらえる場合、説明がつかなくなり、かくて伊勢物語は、業平歌・非業平歌を当初から含んで、大体现存諸本から共通に引出される百章段前後に近い形で、ある一人の個性を持った主体によって、一回的に構成されたとみなさざるを得なくなるようである。

その構成者に、いままで数次にわたり発表してきた紀貫之が(6)あ

げられることは、今回の土佐・勢語の「よめりける」特質表記の事例によって、更に補強されるに至ったと考える。

二

さて如上の事例は、以下の事柄をおのずと導き出してくれるのである。まず七段の後撰集該当業平歌「いとどしく過ぎゆく方の恋しきに……」にも「よめりける」の適用を見ることは、七段が後の補入などでなく、勢語の当初の構成段階で参加していた章段であることを窺わせることである。後撰集と勢語のかかわりに関して、後撰集記載の四首の業平歌が勢語に存在しない点等から、その関係有無が論じられてきたが、七段が勢語当初からのものとなると、両者の関係は一層遠のくことになるであろう。「いとどしく」歌が後撰に典拠しているならば、五段・九段等を含む勢語原初の成立は後撰以後になりかねないからである。

恐らく勢語構成者は「いとどしく」歌資料を原撰業平集的なものに得ているであろうことは、後撰集詞書との比較からも窺われる。

<p>後撰集(為相筆本)</p> <p>あづまへまかりけるに、すぎぬる方こひしくおほえけるほどに、河をわたりけるに、なみのたちけるを見て、</p>	<p>伊勢物語(武田本)</p> <p>むかしおとこありけり。京にありわびて、あづまにいきけるに、伊勢おはりのあはひのうみづらをゆくに、なみのいとしろくたつを見て、</p>
---	--

後撰では状況のわかりにくい「河をわたる」を勢語は「うみづ

ら」に変え、且つ「伊勢おはり」までも挿入して物語に事実性を付与している点からも、後撰詞書がより原形に近い形であろうことが窺われる。とするならば、勢語構成者は原撰業平集的なものを手許において利用できる立場にあり、物語的潤色を施したことが窺われるのである。

次に注目すべきは、用例該当の十九段における古今集業平贈答歌である。十九段本文は該当古今詞書と決定的な懸隔を示す。

<p>古今集(貞応二年本)</p> <p>なりひらの朝臣きのありつねがむすめにすみけるを、うらむることありて、しばしのあひだ、ひるはきて、ゆふざりはかへりのみしければ、よみてつかはしける。</p> <p>あまぐものよそにも人のなりゆくか さすがにめにはみゆるものから</p> <p>返し なりひらの朝臣 ゆきかへりそらにのみして ふる事は わがふる山のかぜはやみなり</p>	<p>伊勢物語(武田本)</p> <p>むかしおとこ、みやづかへしける女のかたに、ごたちなりける人をあひしりたりける。ほどもなくかれにけり。おなじ所なれば、女のめには見ゆるものから、おとこはある物かとも思たらず、女 あまぐものよそにも人のなりゆくか さすがにめには見ゆる物からとよめりければ、おとこ返し あまぐものよそにのみして ふることは わがある山の風はやみなりとよめりけるは、またおとこある人となむいひける。</p>
---	---

両者の内容的に決定的な断絶は、前記の後撰集と勢語との関係における想定を更に補強するわけである。貫之はその手になる新撰和歌集において、紀有常女歌該当の「あまぐもの」歌を採り、「ゆきかへり」の業平該当歌を、贈答歌であるにかかわらず採録していない。それかあらぬか、勢語においても、業平該当歌の二句が、古今と異同を示していることにも、いささか関連があるように思われる。

或いは幼少時、父に先立たれ、有常の後見で成育したらしい貫之にとって、有常女とも熟知の仲であったと思われ、ためにその名をあげて実録に近いことを記すには、躊躇させる何ものかが働き、古今と乖離するに至ったのでないかと想像させられる。

ともあれ、この章段には問題の「よめりける」表記が二箇所にもわたり、使用されていることにおいて、二条后章段の五段や東下りの九段とともに、勢語成立の原初段階で、かくも創作的要素の強い章段が参加していたことを物語り、よって業平歌中心の短小章段を勢語の原形に想定するような発想に、根本的な否定要素をつきつけるのである。

次に用例該当の六十八段は、和泉国への道すがら、住吉の浜を過ぎて「雁なきて」の歌が詠まれている章段だが、貫之は延喜年間、和泉国の小史であつたらしいことは古今集に、

つらゆきがいづみのくにに侍りけるときに、やまとよりこえ
まうできて、よみてつかはしける。
(九一四)

と記載する藤原忠房歌の詞書によつても窺われ、少なくとも和泉国は貫之にとつて既知の土地であつたことが想察される。

さてこの章段に関して、かつて指摘しておいたごとく、文構成における現在時法と過去時制表記の特色が、勢語と土佐日記において同一であることが適用できるのであつて、

伊勢物語(武田本)	土佐日記(青谿書屋本)
<p>むかしおとこ、いづみのくにへいきけり。すみよしのこほり、すみよしのさと、すみよしのはまをゆくに、いとおもしろければ、おりあつゆく。ある人、すみよしのはまといふ。</p> <p>雁なきて菊の花さく秋はあれど はるのうみべにすみよしのはまといふれば、みな人々よまずなりにけり。</p>	<p>十六日。けふのようさつかた、京へのぼる。ついでにみれば、やまぎきのこびつのも、まがりのおほぢのかたも、かはらざりけり。うりびとのこころをぞしらぬとぞいふなる。かくて京へいくに、しまさかにて、ひとあるじしたり。かならずしもあるまじきわざなり。たちてゆきしときよりは、くるとときぞ、ひととはかくありける。</p>

みるごとく、前後に物語化の過去時制「けり」が配されて、中間叙述は現在時法で進められていくことにおいて、両者は全く等質であり、よつてここでも勢語と貫之との深い関係を見出すのである。

次に用例該当の八十一段は、源融の河原院における宴遊の席で、かたる翁が塩釜の景によせて、院の庭の美をほめる章段だが、河原院と融は貫之にとつても、忘れたいものがあつたのであり、古今集にも比較的丁寧な詞書の記載を見る。

河原の左のおほいまうちぎみの身まかりてのちかの家にまかりてありけるに、しほがまといふ所のさまをつくれりけるをみてよめる。

きみまさで煙たえにしほがまのうらさびしくもみえわたるかな

河原院の塩釜の景を直接材料にして詠歌している点で、勢語と古今貫之歌は同様である。ところが他の歌人たちの場合、例えば、河原院にてあれたるやどに、秋来といふ心を、人々よみ侍けるに、

やへむぐらしげれるやどのさびしきに人こそ見えね秋はき
にけり (拾遺集三)

と、河原院の荒廃に秋の季感をおりこんで歌う程度で、詞書をはぶけば院を対象にしていることすらも不明になってくる。或いはまた、今昔物語では、

今ハ昔、川原ノ院ハ、融ノ左大臣ノ造テ住給ケル家ナリ。陸奥ノ国ノ塩釜ノ形ヲ造テ、潮ノ水ヲ汲入テ、池ニ湛ヘタリケリ。様々ニ微妙ク可咲キ事ノ限ヲ造テ住給ケルヲ、其ノ大臣失テ後ハ、其ノ子孫ニテ有ケル人ノ、宇陀ノ院ニ奉タリケル也。

(卷二十七—二)

と院を紹介して、ひき続き宇多院と融の霊の対話に進み、融の霊が宇多院によって顕わされ、消え失せるというテーマで終結する。ところが伊勢物語では、河原院の塩釜の景における趣をほめて融の風流をたたえ、古今貫之歌も、同じく院の塩釜の景を対象にしながら、今は亡き融の風流を偲ぶことにおいて、基底に共通の

ものを感じさせるのである。

すなわち院における塩釜の景を材料にして、両歌ともにその用語に「しほがま」の名称をとり入れ、院の贅美と融への敬慕を歌いあげる手法の類似性から推すならば、更には、勢語の「しほがまにいつかきにけむあさなぎにつりする舟はこゝによらなむ」歌は、古今巻二十「みちのくはいづくはあれどしほがまの浦こぐ舟のつなでかなしも」に発想的連関性を見出し得ることに於いても、勢語の八十一段歌は、貫之のものかと疑われ、とするならば、その詠み手である「かたる翁」とは、彼自身の船晦によるものとみなされてくる。この章段が「よめりける」該当章段であることからも、考え合わされのである。したがって勢語の記す、

みちのくににいきたりけるに、あやしくおもしろきところ
くおほかりけり。わがみかど、六十よこくの中に、しほが
まといふ所に、にたるところなかりけり。さればなむ、かの
おきな、さらにここをめでて、しほがまに、いつかきにけむ
とよめりける。

という本文末尾箇所も、貫之自身の体験や述懐を吐露したものと見なされてくる。まこと貫之は延喜十八年二月美濃介に任じられ、同二十一年一月解任・散位となるまで、赴任して東国方面にあり、また古今集にも、

あづまへまかりける時、みちにてよめる。

いとによる物ならなくにわかれちの心ほそくもおもほゆる

哉

と記す貫之歌の詞書からも、その間の消息が窺われるようである。

さて次に用例該当の八十七段は、実に勢語の成立にかかわる要素を孕んでいる。布引の滝の清遊を中心にしたこの段は、古今業平歌、

ぬき乱る人こそあるらし白玉のまなくも散るか袖のせばきに
が使われ、その歌を「よめりければ」と記す点において、五段や九段の業平歌章段と軌を一にする点で、まさに勢語の原初形態に属する章段に該当する。したがって本章段の成立は、勢語の原初形態の成立に結びついてくる。

ところで八十七段後半は、布引の滝よりの掃途、漁火の歌が詠まれ、翌朝、高杯に盛った「みる」に歌が添えられて、もてなされる趣向だが、この後半部分には「けり」が用いられていないことをもって、後人の付加であろうという考え方も出されている。もし、それならば、芥川鬼一口談の六段などは、典型的な創作章段であるが、そこには「けり」が十八例も使われているので、かえって原初的章段となってくるであろう。

大体、勢語の文体は、過去時制の「けり」から、現在時法に移ると、そのまま進む傾向があり、例えば東下りの九段などでも

その河のほとりにむれるて、おもひやれば、かぎりなくとを
くもぎにけるかなとわびあへるに、わたしもり、はやふねに
のれ、日もくれぬといふに、のりてわたらむとするに、みな
ひと、ものわびしくて、京におもふ人なきにしもあらず。さ
るおりしも、しろきとりのはしとあきとあかき、しぎのおほ
きさなる、水のうへにあそびつつ、いををくふ。京には見え
ぬとりなれば、みな人見しらず。

といった表現体を持つのである。事実、惟喬親王章段の八十二段の場合においても、全体が三場面で構成される中、渚の院の桜をめぐる部分では「けり」が九例、次の天の河原部分では「けり」が三例に減少し、最後の水無瀬宮での酒宴部分では、古今業平歌を配しながら「けり」の用例は皆無という事例からも証し得るのである。

かくて八十七段全体が、勢語の原初形態と見なされると、問題は本文中の

かへりくるみちとをくて、うせにし宮内卿もちよしが家のま
へくるに、日くれぬ。

という記述である。この「もちよし」に関しては、和歌知願集にあげる藤原元善説が近來再度提示されたが、指摘されていることく、勢語伝本中、朱雀院塗籠本や最福寺本には「もとよし」とあり、他に宮内卿該当「もちよし」名人物は見当らず、また勢語本文中の地名・人名に架空のものは存在しない点から勘案して、勢語伝本の書写伝流段階で、ひらがな連綿体の関係で多発する「と」を「ち」に誤写した可能性は、極めて大きく考えられるところである。

とするならば、『勅撰作者部類』に、

元善、四位宮内卿、右京大夫藤原是法男。至承平七年。

という記述によって、元善は承平七年か、或いはそれ以後、間もなく卒したことが考えられ、よって前記勢語本文の記すところにより、この八十七段、すなわち伊勢物語の原初形態は、すくなくとも承平八年以降（五月二十二日、天慶に改元）に成立したと見

なされてくるのである。

三

さて翻って、古今集における「よめりける」用例該当の勢語百七段は藤原敏行章段で、章段該当歌は古今集卷十三と卷十四に分載されている。すなわち、

卷十三 恋三

(A) なりひらの朝臣の家に侍ける女のもとに、よみてつかはしける。
(六一七)

卷十四 恋四

(B) 藤原のとしゆきの朝臣の、なりひらの朝臣の家なりける女をあひしりて、ふみつかはしけることばに、「いままうでく、
雨のふりけるをなむ、みわづらひ侍る」といへりけるをきゝて、かの女にかはりてよめりける。
(七〇五)

と記す。

古今集における業平歌詞書や、詞書(B)の傍線部分「なりける」表記は、撰者の貫之の手になるものであることは、前記で指摘済みであつたが、勢語本文には記載を見ない詞書(B)の傍線部分「いままうでく」も、貫之集に、

みなもとのとしのぶあそんよびにをこせたるに、いままうでくむとておそくきければ、
(歌仙歌集本)

と極めて類似の状態表現が見出されること、更には同傍線部分「いへりける」表記は、平中物語を除き、中古文学の物語・日記・随筆等には殆んど見出されないにかかわらず、勢語には十三例

見出されると同時に、土佐日記承平五年二月十六日の条にも、

ひそかにこゝろしれるひとと、いへりけるうた

という事例を見出すこと、更には同詞書傍線部分「よめりける」は、志香須賀本・六条家本・寛親本・前田本・建久本・毘沙門堂註本古今集は「よめる」に記載するが、雅俗山庄本・永治本・天理本・後鳥羽院本・雅経本・永曆本・寂惠本・伊達本・本阿弥切・中山切・高松宮本・定家本系諸本はいずれも「よめりける」と記すので、よつて「よめる」より「よめりける」への移行は考えがたく「よめる」は恐らく「よめりける」の省筆された結果と推定される。

かくて百七段該当古今詞書は、如上の「なりける」「いままうでく」「いへりける」「よめりける」が、いずれも貫之の特質表記に該当することによつて、貫之の手になることを既に考証発表しておいたところである。事実この詞書が、「藤原のとしゆき朝臣のなりひらの朝臣の……」といった三人称的表现形式をとる点においても、撰者の構成にかかることは疑なく、かくて如上の点から撰者中の貫之に結びつくのである。

ところで詞書(B)中の書簡体本文における「なむ……侍る」の形は、そのまま百七段の勢語本文にも

あめのふりぬべきになむ見わづらひ侍。

と記されるのである。書簡体文におけるこの「なむ……侍る」形式は、中古作品の竹取・大和・平中・落窪・篁等の諸物語、随筆の枕草子、土佐・蜻蛉・紫式部・更級等の日記において、地の文や話語には見出されるが、書簡体文中には皆無である。ただ、作

品として大部の宇津保・源氏・浜松中納言物語等には見出されるが、勢語程度の小作品では極めて珍しいことが判明する。それが百七段該当の貫之の手になる古今詞書に勢語本文はそっくり契合するのである。しかも、前記の詞書に指摘した「いへりける」表記が、この勢語百七段本文にも、

①あさみこそそではひづらめなみだ河身さへながるときかばたのまむといへりければ……

②みさいはひあらば、このあめはふらじといへりければ……と二箇所にわたり、用いられているのである。

かくて勢語百七段本文と、該当古今詞書が、その特質語や、書簡文形式において、深い関連性があり、それに貫之が深くかかわっていることを知らされるのである。

さて該当古今詞書が貫之によってものとされたと考えられる時、その典拠になったものは、相似する百七段のごとき本文であったのかどうか、吟味しておかなければならない。百七段が古今業平歌二首、敏行歌一首により構成されている点からも、それが業平歌以外のものを含まぬいわゆる原形勢語的なものであったのかどうか問われねばならないからである。

その点について、まず古今詞書と勢語本文の比較表現上に顕著

伊勢物語(武田本)	古今集(貞応二年本)
あめのふりぬべきになむ見わづらひ侍。みさいはひあらば、このあめはふらじ。	いままうでく、雨ふりけるをなむ、みわづらひ侍る。

な類似を示すのは、前記の書簡体本文引用箇所である。

勢語・古今ともに来訪を躊躇している理由に「降雨」をあげているが、それを勢語本文では「雨の降りそうな天候」にしており、古今ではすでに「雨が降っているため」とする。しかるに勢語本文によれば、その理由をふまえた業平歌において、

かず／＼におもひおもはずとひがたみ身をしるあめはふりぞまされる

とすでに降っている歌になっている。しかもその業平歌によって、敏行は「しとどにぬれてまどひきにけり」と記されるので、かくて古今の詞書には適合するが、勢語本文には適合しがたくなるのである。

しかも古今の書簡文は約二十一字、勢語は三十三字程度の用字量で、古今が勢語本文を典拠にして整理したと見なす場合、古今詞書には勢語本文に存在しない「いままうでく」の部分を歴然と持っているのである。特にそれが書簡文本文であることにおいて、勅撰集詞書としての制約から、原典の省筆は考えられるとしても、原典に全く存在しない記述を、増補的に記載することは方法的に甚しく矛盾を来たし、考え難いとしなければならぬ。

以上のこと等を勘案するならば、古今詞書は勢語本文に直接典拠したのでなく、やはり原撰業平集のものによる構成とみなさざるを得ないようである。

四

右の件に関して、これを他章段からも傍証できるのである。す

なわち書簡文における「なむ……侍る」形式は、前述のごとく勢語程度の小作品には見出され難いのかかわらず、それが今一例、勢語の四十六段本文中に記載されているのである。四十六段は、昔男と親しかった友が地方へ下り、次のごとく書いてよこす。

あさましくえたいめんせで、月日のへにけること、わすれや
したまひにけむと、いたくおもひわびてなむ侍。世中の人の
心は、めかるればわすれぬべきものにこそあめれ。

右はその書簡文の全文である。それに対して昔男は早速、

めかるともおもほへなくにわすらるゝ時しなればおもかけ
にたつ

と詠み送るのである。

勢語における完全な書簡文の導入は、十六段・四十六段・百七段の三章段のみであるが、とりわけ勢語全章段中「侍る」の用語例は、四十六段と百七段だけで、しかも両者のそれが、書簡文に「なむ……侍る」形式をとる点においても強く共通性を持ち、したがって兩段の構成者に同一の手を考えざるを得なくなるのである。

ところで前掲の四十六段歌の構成に関して、注目すべきことが指摘される。すなわち拾遺集・卷十三・恋三の部において、

延喜十五年御屏風歌

つらゆき

わすらるゝ時しなれば春の田を返くぞ人はこひしき

(中院通茂筆本八一)

と見える貫之歌は、貫之集によれば同歌に、

延喜二年五月中宮の御屏風の和歌廿六首

(歌仙家集正保版本)

と詞書する。右の貫之集「延喜二年」の記載は「延長二年」の誤りと木村正中氏は推定しておられる。⁽¹⁾拾遺集の延喜十五年(九一五)と、貫之集の延長二年(九二四)とでは、九年間の間隔を持つが、いずれにしても古今集成立より後であることは明瞭である。ところがこの貫之歌は、古今集・卷十一・恋一に並列する、よみ人しらず歌の、

(A) わすらるゝ時しなればあしたづのおもひみだれてねをのみ

ぞなく

(五一四)

(B) 唐衣日もゆふぐれになる時は返す返すぞ人はこひしき

(五一五)

の二首を合わせたような発想歌であることは、田中喜美春氏によつて、すでに指摘されているところであり、傍線部の一致からも強く首肯されることである。

ところで右(A)歌の「わすらるゝ時しなれば」と同一歌句を持つものを他文献に求めると、古今六帖・二・春の野に、

わすらるゝ時しなればかすがのよとぶひありやとまつぞわ

びしき

(桂宮本)

を見出す以外、管見に入らない。しかるに、勢語のこの四十六段歌の中にも同歌句が使われているのである。再度掲出すれば、

めかるともおもほえなくにわすらるゝ時しなればおもかけ

にたつ

しかも右の歌句傍線部④の「おもほえなくに」という用語は、中古作品の竹取・平中・宇津保・落窪・源氏・栄花・浜松中納言

・狭衣・堤中納言等の諸物語・土佐・蜻蛉・柴式部・和泉式部・更級等の諸日記、枕草子・大鏡等に至るまで歌句例として検出できず、歌集では二十一代集全部を検索すると、古今集に、

秋霧のはるゝ時なき心にはたちめのそらもおもほえなくに

凡河内みつね(五八〇)

色もなき心を人にそめしよりうつろはむとはおもほえなくに

つらゆき(七二九)

と二首見出され、更に後撰集に

流てと何たのむらん涙河影見ゆべくもおもほえなくに

よみ人しらず(六五七)

と一首だけ該当し、更に大和物語に

いづくにか魂を求めんわたつうみのここかしことも思ほえなくに

(百四十七段)

と一首、また私撰集では古今六帖四の貫之歌。

おもふ人とどめてとほくわかるればこころゆくともおもほえなくに

なくに

(書陵部藏本二三四〇)貫之集五句「わが思はなくに」

と計五例、検索されるだけであり、よって極めて特殊な歌句用語と見なさざるを得ないのである。

かくてその「思はえなくに」という僅か五例の歌句中に、貫之歌に二例の該当例を見るとともに、更にまた、前記の「わすらるる時しなれば」においても、僅か三例の歌句中に、やはり貫之歌の該当例が見出され、その両歌句がそろって勢語四十六段歌の中におこまれているという事実において、前掲の古今よみ人し

らず歌の並列歌中の歌句が、それぞれ貫之歌の中にとりこまれて、新しい一首を構成している手法と全く同一の手法をそこに見るのである。よって勢語四十六段歌は、貫之の手になる可能性が極めて高いと言わざるを得ないのである。

かくして、勢語四十六段歌が貫之の創作にかかるとするならば、当然、勢語の四十六段そのものも貫之の構成にかかるものと見なされてくる。したがって百七段よりも、段序がはるかに位置する四十六段において、勢語全章段中、僅か二例しか存在しない書簡文体の「なむ……侍る」様式と、全く同一様式を記載する百七段もまた、その章段構成者が同一であるがために、もたらされた結果であることを物語ることになる。かくて百七段も貫之の手になるものであろうことが傍証されてくるのである。

且また、四十六段のごとき、創作的要素の強い章段における書簡体様式の「なむ侍る」が、百七段該当古今の詞書にも同様に見出されることは、貫之が典拠資料を自らの選択においてつかみ直し、自らの主体的表記のもとに構成したことになるであろう。

尚、勢語四十六段歌は、古今和歌六帖四に、

おもかげ なりひら

めかるともおもほえなくにわすらるゝときしなればおもかげにたつ (桂宮本)

と見えるが、古今六帖の勢語関係歌は、明らかに勢語より採録されていることが検証できるので、よって記名の「なりひら」は、この場合、全く考察の対象となり得ないが、すくなくとも古今六帖の成立と見なされている円融朝九八〇年頃には、右の歌も勢語

より採録されたと見なされ、したがって勢語四十六段は、すでに拾遺集以前に成立していたことを、おのずから物語るものといえよう。

ともあれ、かくて作者未詳歌章段の四十六段が、その歌句構成の面より貫之の手になることが考えられ、同段の書簡文中の「なむー侍る」様式が、明らかに貫之の手になると見なされる勢語百七段該当の古今詞書にも見出されるばかりでなく、百七段本文自体にも全く同じ様式の記載を見ることにおいて、更にはまた、中古文献に特異な「よめりける」表記が、大和を除く他作品に全く見出されないにかかわらず、勢語と土佐日記のみに、数多くの使用例を見ること等から推して、業平歌・非業平歌を包含する原初の勢語構成者の座標に、貫之その人の像がおのずから結ばれてくることを、覚えざるおれないのである。

- (1) 解釈と鑑賞(昭32・3)
- (2) 高橋正治『大和物語』78頁塙書房 昭37・10刊
- (3) 注(2)同
- (4) 久曾神昇『古今和歌集成立論』風間書房 昭和35・12刊
- (5) 拙稿「伊勢物語の成立について」亜細亜大学教養部紀要 32号
- (6) (A)拙著『伊勢物語の成立と伝本の研究』所収関係論文、桜楓社刊

(B)拙著『伊勢物語校本と研究』所収関係論文、桜楓社刊

- (C)拙稿「伊勢物語と古今集業平歌の詞書をめぐる問題」日経短大紀要 21号
- (D) 「古今集業平歌の詞書と勢語作者再説」亜大教養部紀要 21号
- (E) 「伊勢物語章段構成における一視点」平安朝文学研究復刊 第2号
- (F) 「伊勢物語の成立について」亜大教養部紀要 32号
- (G) 「伊勢物語の表現について」亜大教養部紀要 36号
- (H) 「古今集詞書と伊勢物語の構成者」二松学舎大学論集 32号
- (I) 「古今集業平歌詞書の変容」亜大教養部紀要 39号
- (7) 萩谷朴『土佐日記全注釈』角川書店(昭42・8刊)
- (8) 注(6)(G)同
- (9) 原国人「伊勢物語成立史断片―八七段の場合」文学語学 49号
- (10) 注(6)(H)同
- (11) 新潮日本古典集成『土佐日記・貫之集』新潮社、昭63・12刊
- (12) 勢語四十六段及び八十五段歌句中の「めかる」用語は、右二首を転載した古今六帖を除き、一条朝以前の歌句中には、古今集、貫之歌の四十五番例以外、使用例を見ない点からも、貫之との関係が裏づけられる。
- (13) 拙稿「伊勢物語の典拠と古今和歌六帖」亜大紀要9号、注(6)(A)所収